

1、プラン策定の趣旨

(1) 背景

高度成長期を終え社会の成熟期を迎えた日本では、住民ニーズの高度化・多様化が進むとともに、少子高齢化による人口減少時代が予想を上回る速さで到来したことにより、国、地方ともに税収等財源の不足が深刻化しています。こうした厳しい財政状況の中、今後は地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する「分権型社会システム」へ転換していく必要があります。これまで行政が主に担ってきた行政サービスの提供を、自治組織、NPO、企業等多様な主体が、協働することも含め、担える仕組みを整えていくことが求められています。それと同時に行政サービスの維持・向上を主眼に、収入増対策や行政の徹底的な効率化、行政組織や職員給与の適正化、人材育成等も一層緊急の課題となっています。

(2) 国の指針

総務省は、平成17年3月29日、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を示し、現状に対応したより一層積極的な行政改革の推進、この指針を踏まえた集中改革プランの策定と公表を求めています。

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」の骨子

- ◆指針を踏まえて、新たな行政改革大綱等の策定、または従来の行政改革大綱を見直す。
- ◆下記の事項を中心に平成17年度を起点に、おおむね平成21年度までの具体的な取組みを住民にわかりやすく明示した計画（「集中改革プラン」と呼ぶ。）を平成17年度中に公表する。その際、可能な限り目標の数値化や具体的かつ住民にわかりやすい指標を用いる。地方公営企業についても同様の観点から述べる。
 - ①事務事業の再編・整理・廃止・統合
 - ②民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）
 - ③定員管理の適正化
 - ④手当の総点検等給与の適正化
 - ⑤第三セクターの見直し
 - ⑥経費節減等の財政効果

(3) 本市の取組みとプランの位置づけ

本市では、昭和60年度から3回にわたり行政改革大綱を定め、行政全般にわたる改革を推進してきました。現在は平成16年10月に策定した「第3次土岐市行財政改革」に基づき、財政健全化の推進、組織機構の見直し、事務事業の見直しなどを主要推進項目にあげ、改革を進めています。平成16年度には、特別職報酬の削減、職員の調整手当の廃止、補助金の見直し、市税の前納報奨金の見直し、市税徴収率の向上、職員定員の削減、収入役の廃止などを実施し、その成果として年間約4億円の経費削減となりました。中でも、今回の改革の重要項目の1つである職員の定員適正化では、平成17年度に普通会計職員（企業会計・特別会計職員を除く。）を551人とし、平成16年度から24人を削減。これを平成11年度と比べると59人の削減となり、削減率は約9.7%となります。

本プランは、「第3次土岐市行財政改革」を引き継ぐものとして、総務省が示した指針に沿って策定したものであり、本市の新たな行財政改革の中心となるものです。

2、プランの期間・公表・推進体制

(1) プランの期間

平成17年度を基準とし、平成21年度（平成22年4月1日）までとします。

(2) 公表

集中改革プランは策定後、直ちに市のホームページ、広報紙等を通して市民にわかりやすく公表します。また、毎年度の実施状況についても、ホームページ、広報紙等で公表します。

(3) 推進体制

①内部推進体制

市長をはじめ部長級等職員で構成する「土岐市行財政改革推進会議」を定期的で開催し、計画の進行状況を把握し、着実に推進します。

②外部推進体制

この集中改革プランは外部委員からなる「土岐市行財政改革懇談会」の審議を経て策定し、計画の実施状況については毎年度、同懇談会に報告します。

3. 改革の視点

本市は、第五次土岐市総合計画の主要課題の一つに「市民と行政の協働まちづくり」をあげています。本プランの基本的な考え方・改革の視点として「市民目線の改革」を掲げ、次の3つの視点に立った改革を目指します。

① 費用負担者（納税者）としての視点

貴重な財源（税）を少しでも有効に使うために、「土岐市にとって真に必要なか」「効率的に行われているか」「利用者の負担（使用料・手数料）は適正か」という視点に立ち改革を進めます。

② 利用者（受益者）としての視点

地方公共団体は、「住民の福祉の増進」のためにあり、市民のサービス向上に努めなければなりません。効率化を進める際にも、利用者の立場で考え、少しでもサービスを向上させる、もしくは低下させないといった視点に立ち改革を進めます。

③ 協働者としての視点

「民間で（適切に）できることは民間で」という考え方に立ち、既成概念を取り払って、民間事業者が参入しやすい環境を整えます。また、多様な生活様式・価値観に基づく様々なニーズより生み出される「新しい公共空間」を意識し、市民生活や地域における問題に、市民や地域による自主的・自発的活動（自治組織、NPO等）が市と協働して解決にあたることのできるよう支援をするとともに、情報提供等透明性の確保に努めます。

4. 計画の体系

（1）財政・経営の改革

- ①歳入の確保・歳出の抑制
- ②公正の確保と透明性の向上

（2）行政サービスの改革

- ①民間委託等の推進
- ②指定管理者制度の活用
- ③PFI手法の適切な活用

④事務事業の見直し

⑤電子自治体の推進

⑥地域協働の推進

(3) 行政組織・職員・給与の改革

①ニーズに対応した組織づくり

②定員管理及び給与の適正化

③人材の育成

(4) 地方公営企業・第三セクターの改革

①地方公営企業の経営健全化

・病院事業

・水道事業

・下水道事業

②第三セクターの見直し

5、推進項目と基本の方針

(1) 財政・経営の改革

少子高齢化の進展や人口減少時代の到来により、歳入は減少し、歳出は増加する厳しい財政状況は避けられないところへきています。また、地方分権の時代となり、地方公共団体においても独自の工夫による自主性・自立性の高い財政運営が求められています。こうした状況下、第五次総合計画を着実に実施することにより経済活動の活性化やまちとしての魅力を高めることに努め、積極的に歳入の確保を図るとともに、行政の効率的運営、効果的な事業選択など、より一層経営的視点にたった行政運営を進めていきます。また、公正と透明性の向上を図るため、住民参画の一層の拡大、積極的な情報開示などを進めます。

①歳入の確保・歳出の抑制

厳しい財政状況を迎え、これまで以上の歳入の確保、歳出の抑制が求められてきています。本市ではこれまでに税の収納率の向上、前納報奨金の率の引き下げ、補助金の削減、経常経費の圧縮等に努めてきました。今後はこうした取り組みに加え、新規企業の誘致・育成、既存産業の活性化等による定着人口の確保や税収増を図るとともに、受益者負担の適正化、市有財産の有効活用などを進め、財政の健全化を

推進します。

②公正の確保と透明性の向上

本市では平成12年度に情報公開条例を施行し、情報の公開を進めてきました。今後も行政情報の公開・提供による住民との情報共有を進めるとともに、住民参画の機会を積極的に増やすなど、公正の確保と透明性の向上に取り組みます。

(2) 行政サービスの改革

行政サービスの提供には多様な手法が生まれています。民間委託等の推進をはじめ、指定管理者制度の活用、PFI手法の活用、電子自治体の推進、さらには地域協働の推進など地方公共団体が担うべき役割の重点化を十分考慮し、業務内容からみた妥当性、サービスの充実度、経営効率などの観点から、どの手法を選択するのが最も効果的かを多角的に検討していきます。

①民間委託等の推進

本市では、これまでも様々な分野で民間委託等を進めてきましたが、今後もサービスの維持・向上と財政的効果を主眼に事務事業を検討し、民間委託が適切なものについては積極的に推進していきます。

②指定管理者制度の活用

本市では、平成17年2月に「公の施設の指定管理者制度の運用の基本方針」を定め、指定管理者制度の導入検討を進めています。すでに制度の導入を決めた施設もあり、当面はこの基本方針に沿って推進していきますが、20年度までの方針であり、そのときまでには次を見据えた方針を検討していきます。

③PFI手法の適切な活用

多額の資金が必要なもの、民間の知識・経験の活用が有効なもの、長期的に活用される施設の建設、建設資金や維持管理、運営等にPFI手法の検討を行い、その有利さを活かすようにします。

④事務事業の見直し

本市では平成16年度から行政評価制度（事務事業評価）を取り入れています。また、現在は施策評価の研究中であり、今後一層充実させ、妥当性や効果を十分に見極めたうえ、事務事業の改善や整理、統合、廃止などを進めていきます。

⑤電子自治体の推進

IT（情報技術）の積極的活用による行政手続きのオンライン化を推進し、利便性

の向上や行政手続きの簡素化・効率化を進めます。共同アウトソーシングされたシステムの導入を検討し、コストの削減を図るとともに、個人情報や行政情報の保護・管理対策を強化し、情報セキュリティの向上を図ります。また、市民向けのIT講習会を開催し、情報リテラシーの向上を推進します。

⑥地域協働の推進

これからのまちづくりや行政運営に欠かすことのできない住民・地域との協働について、住民参画を推進する環境を整えるとともに、協働まちづくりの指針を策定し、その土台づくりを進めます。また、地域活動団体やNPO・ボランティア団体のネットワークづくりを進め、意見交換、情報交換を通して各団体等の活動を支援します。

(3) 行政組織・職員・給与の改革

より多様化、複雑化してきている住民ニーズへのより迅速な対応や住民からみたわかりやすさなどに重点を置き、組織機構の構築を進めます。また、組織の合理化、事務事業の整理、民間委託の推進等を総合的に検討し職員定員の適正化を進めます。さらに職員の給与・手当の適正化を推進するとともに、限られた職員で効果的に行政運営を行うために職員の能力開発に向けた取り組みを積極的に推進していきます。

①ニーズに対応した組織づくり

多様な住民ニーズや行政需要に対応した組織が求められています。効率的で効果的に事務事業が遂行できる柔軟な組織、限られた職員の能力を有効に活用できる組織、住民にとってわかりやすい組織をめざし、行政組織の改革を進めていきます。

②定員管理及び給与の適正化

職員定員については、「土岐市職員定員適正化計画（第3次）」に沿って適正化を推進し、給与については、管理職手当、特殊勤務手当を主体に見直しを実施します。また、職員定員及び給与については定期的に市民にわかりやすい方法で公表します。

③人材の育成

分権の時代となり、政策立案や職務遂行をはじめ職員一人ひとりの行政能力が今まで以上に求められる時代になってきています。「人材育成基本方針」に基づき、総合的・計画的に人材育成を進めていきます。

(4) 地方公営企業・第三セクターの改革

地方公営企業について、事業によりその経営事情は異なりますが、独立した事業体として、経営基盤の安定化を推し進め、収益の確保に努めるとともに利用者サービスの向上

を図っていきます。

また、第三セクターは、それぞれの時代の要請により設立され、市の施策と連携しながら、公共サービスの提供に大きな役割を果たしてきました。経済環境の変化や指定管理者制度の導入に伴う影響などを踏まえ、今後の存在意義を再検討し、独立した法人として経営責任を明確にしたうえで、経営改善を推進します。

①地方公営企業の経営健全化

■病院事業

病院経営を取り巻く環境は、診療報酬の見直し、医療保険制度の改革、医師及び看護師の人員不足等により、大きな転換点を迎えています。こうした状況下で、地域の中核病院として高度医療、特殊医療、救急医療を提供するとともに、市立病院としての役割を果たしつつ、戦略的投資、重点的予算配分等を行うことにより病院経営の基盤強化を図っていきます。

■水道事業

水道事業は、平成14年度に全市給水可能となり一つの大きな成果を成し遂げています。一方、企業債等の負債を抱えていることや、老朽化施設の更新や施設の耐震化整備の推進等、大きな事業も控えており、今後も厳しい経営状況が続くものと予想されます。最大の収入源である給水収益は、例年の漏水問題等により伸び悩みの状態が続いており、経営の合理化や効率化による経費削減により経営基盤強化を図っていきます。

■下水道事業

下水道事業は昭和48年度に事業着手し、昭和60年度に供用開始しました。平成16年度末では、事業認可区域（1,833ha）のうち約71%の面整備が完了し、引き続き事業を実施しています。また、処理場については設備関係の一部が耐用年数を過ぎて改修時期となり、平成17年度より6年間で実施する計画です。今後は、投資の効率化を主体に、水洗化の促進や経常経費の縮減など経営改革を図るとともに、下水道使用料の徴収率向上を推進します。

②第三セクターの見直し

土地開発公社、施設管理公社、埋蔵文化財センターについて、それぞれの役割を再確認し、今後のあり方も含め経営改善に向けた見直しを進めます。

6、実施計画

※別表のとおりです。